

「神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例」の概要

～建築物の安全性の確保，維持保全，耐震改修の促進等に関し、
必要な事項を規定しています～

第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

⇒ 条例の目的や用語の定義を規定しています。

第2節 市長，指定確認検査機関，建築主等，所有者等及び市民の責務（第3条－第8条）

⇒ 市長，指定確認検査機関，建築主等，所有者等，市民のそれぞれの基本的責務について規定しています。

第3節 計画の策定（第9条）

⇒ 市長が建築物の安全性の確保のための総合的な計画（『神戸市建築物安全安心実施計画』）を策定することを規定しています。

第2章 建築等における安全性の確保

第1節 確認申請等に係る届出等（第10条－第12条）

○防災計画の作成及びその内容の届出等（第10条）

⇒ 防災計画書（※1）の作成及び届出について規定しています。

※1 『防災計画書』について：建築住宅局 建築指導部 建築安全課 建築安全係（⑨番窓口）

○建築主，設置者等の変更等（第11条）

⇒ 建築確認申請における建築主等の変更手続き等について規定しています。

○工事の取りやめ（第12条）

⇒ 建築確認申請における工事の取りやめ手続きについて規定しています。

第2節 確認審査基準（第13条）

⇒ 建築基準関係規定に適合すると認める基準（『神戸市確認審査基準』（※2））の策定について規定しています。

※2 『神戸市確認審査基準』の内容について：建築住宅局 建築指導部 建築安全課 建築安全係（⑨番窓口）

『神戸市確認審査基準』の内容は、以下のホームページより確認できます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a81042/business/todokede/jutakutoshikyoku/building/rule/shinsakijun.html>

第3節 指定確認検査機関に対する措置（第14条－第18条）

⇒ 指定確認検査機関への立会調査や著しく不適当な行為に対する機関名称の公表などについて規定しています。

第4節 建築物の安全，防火，衛生等に関する基準（第19条－第49条の7）

⇒ 建築基準法第40条及び第43条第2項の規定に基づく建築物等に関する制限（※3）について規定しています。

※3 の制限内容について：建築住宅局 建築指導部 建築安全課 建築安全係（⑨番窓口）

○斜面地建築物の安全措置（第20条）

⇒ 斜面地建築物について構造耐力上の安全性を確保することを規定しています（通称『がけ条例』（※4））。

※4 『がけ条例』の内容について：建築住宅局 建築指導部 建築安全課 建築安全係（⑩番窓口）

○特殊建築物の渡り廊下（第21条）

⇒ 特殊建築物の延焼防止を目的として規定しています。

○特殊建築物等の道路に接する部分の長さ（第22条）

⇒ 建築物の用途や規模に応じて、法第43条の接道規定を付加しています。

○建築物用途別付加制限（第23条－第45条の7）

⇒ 建築物の用途に応じて必要な制限を付加しています。

(用途別条文)

興行場：第23条－第28条

共同住宅又は寄宿舍：第31条－第33条

学校：第38条

物品販売業を営む店舗：第40条

長屋：第43条の2－第45条

ホテル、旅館又は下宿：第30条

老人福祉施設等：第34条－第37条

学習塾：第39条

自動車車庫等：第41条－第43条

個室ビデオ店等：第45条の2－第45条の7

(第29条、第46条は削除)

○建築設備（第47条－第48条）

⇒ 建築設備について必要な制限を付加しています（※5）。

※5の制限内容について：建築住宅局 建築指導部 建築安全課 建築安全係（⑩番窓口）

○雑則（第49条－第49条の7）

第5節 大規模な駐車施設等の出入口に関する基準（第49条の8－第49条の13）

⇒ 大規模駐車施設等の出入口の位置の規制（※6）について規定しています。

※6の規制内容について／建築住宅局 建築指導部 建築安全課 指導係（⑦番窓口）

第2章第4節・第5節については、『逐条解説』をご参照ください。

『逐条解説』は、以下のホームページより確認できます。

https://www.city.kobe.lg.jp/documents/12413/chikujoukaisetsu_2021.pdf

第3章 建築物の維持保全等

第1節 建築物の維持保全（第50条－第52条）

⇒ 建築物等の所有者に対する書類保存に関する努力規定や小規模飲食ビル等に対する指導等について規定しています。

第2節 建築物の事故への措置（第53条・第54条）

⇒ 建築物等に起因する事故が発生した場合の手続きについて規定しています。

第3節 老朽危険家屋等に対する措置（第55条－第65条）

⇒ 老朽化した危険な家屋等に対する措置について規定しています。

第4章 建築物の耐震改修等の促進（第66条－第69条）

⇒ 市長が建築物の耐震診断、耐震改修の促進を図るための計画を策定することなどを規定しています。

第5章 補則（第70条）

⇒ 条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定しています。

第6章 罰則（第71条－第75条）

⇒ 違反に対する罰則について規定しています。

「神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例」の全文は、以下のホームページより確認できます。

https://www1.g-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG00001447.html